

認可外保育施設等の第2子以降の利用料助成を受けるための 「多子世帯利用給付」申請のしおり

令和6年4月から、静岡市独自の制度として、静岡市内にお住まいの、保育を必要とする第2子以降の0～2歳児（住民税課税世帯）を対象に、認可外保育施設等の利用料の助成を実施します。

助成対象となるためには、静岡市から、「多子世帯利用給付」の確認を受ける必要がありますので、内容をご確認いただき、ご申請ください。

保護者向け
ページはこちら



1 対象者

クラス	給付確認を受けるための要件
第2子以降における 0～2歳児（R3.4.2生～）	静岡市内にお住まいで、 <u>住民税課税世帯</u> で、 <u>保育の必要性</u> があること

※住民税非課税世帯、生活保護世帯、里親世帯は、国の無償化（施設等利用給付認定）の対象となるため、本申請はできません。
※認可保育施設（認定こども園、保育園、小規模保育施設・事業所内保育施設）を定期利用している場合、本申請はできません。
※生計を同一にする保護者に養育されている2番目以降の児童が対象となります。

2 給付内容

給付確認を受けた子どもの保護者がその有効期間内において、助成対象の施設を利用し、利用料を支払った場合に、上限額の範囲内で助成します。

対象となる施設	助成上限額
・認可外保育施設	月額上限 19,000 円まで
・企業主導型保育施設	

※助成の対象は、利用料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、対象外です。

※利用月の途中が給付確認開始日の場合、助成金の月額上限額は日割りとなります。

【注意】

令和6年9月までは指導監督基準を満たしていない認可外保育施設についても経過措置として軽減事業の対象となりますが、令和6年10月以降は対象なりません。

なお、現時点での市内対象施設一覧は上記「保護者向けページ」内の「多子世帯利用給付対象施設一覧」をご確認ください。

3 多子世帯利用給付確認

（1）保育の必要性の事由及び給付確認期間

事由	保護者の状況	給付確認期間
① 就労	保護者が就労している（月60時間以上）	就労している期間 ※1
② 妊娠・出産	母親が妊娠中、あるいは出産前後	出産予定日の前々月の初日から（多胎妊娠については、4ヶ月前の初日から）出産後8週間後の月末まで
③ 疾病・障がい	保護者が病気やけがであったり、心身に障がいがある	疾病等が回復するまで
④ 介護・看護	保護者が親族の介護・看護をしている（月60時間以上）	介護・看護の必要がなくなるまで
⑤ 災害復旧	地震、火災、風水害等の災害復旧にあたっている	復旧が終了するまで
⑥ 求職活動	保護者が求職活動や起業準備をしている	3か月間 ※2
⑦ 就学・職業訓練	保護者が就学中、あるいは職業訓練を受けている（月60時間以上）	在学・訓練期間中 ※3
⑧ 虐待・DV防止	児童虐待・DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間

保護者それぞれが上記のいずれかの事由にあてはまる必要があります。

※1 育児休業から復職する場合は、復職日の属する月からの給付確認開始となります。

※2 3か月以内に就労証明書を提出してください。なお、引き続き求職活動により給付確認を希望する場合は、改めて給付確認の申請が必要となります。給付確認期間中の活動実績や今後の就労見込みが確認出来ない場合、再度の給付確認はできません。

※3 就学での確認ができるか判断が難しい場合は、幼保支援課までお問い合わせください。

(2) 給付の確認を受けるために必要な書類

必要書類
<ul style="list-style-type: none"> ・多子世帯利用給付確認申請書（申込み児童1人につき1枚必要です） ・保育の必要性の事由を証明する書類（保護者それぞれの証明が必要です）※詳細は下記参照 （以下は電子申請の場合のみ、添付が必要な書類です。紙申請の場合は必要ありません。） ・申請者（保護者）の本人確認書類 ※詳細は下記参照

※きょうだいで申込みの場合、保育の必要性の事由を証明する書類については、下の子はコピー添付で構いません。

※支給認定期間が令和6年4月1日以降に開始し、認定希望日時点で有効な「教育・保育給付認定結果通知書兼支給認定証」がある場合、保育の必要性の事由を証明する書類の添付は不要です。

状況により必要となる書類	
令和6年4月から8月に給付確認開始希望で、 令和5年1月1日時点の住所が静岡市外の方	令和5年度市町村県民税所得課税証明書 (「所得額」「控除額」「課税額」が記載されたもの)
令和6年9月から令和7年8月に給付確認開始希望で、 令和6年1月1日時点の住所が静岡市外の方	令和6年度市町村県民税所得課税証明書 (「所得額」「控除額」「課税額」が記載されたもの)

<保育の必要性の事由を証明する書類>

事 由	必 要 書 類 （就労証明書と申立書兼誓約書は市指定書式）
●就労	就労証明書 ※1
●妊娠・出産	申立書兼誓約書 + 母子健康手帳のコピー（表紙と分娩予定日の記載があるページ）
●疾病・障がい	申立書兼誓約書 + 医師の診断書 ※2（申立書兼誓約書の診断書欄への記載でも可）
●介護・看護	申立書兼誓約書 + 医師の診断書 ※2、介護保険証（介護度の記載のあるもの）やケアプランのコピー等
●災害復旧	罹災（りさい）証明書
●求職活動	申立書兼誓約書 + 原則としてハローワーク登録証等のコピー等
●就学・職業訓練	申立書兼誓約書 + 在学証明書や時間割表等の在籍期間及び受講時間がわかるもの

※1 就労証明書は、提出日から3か月以内の証明日のものを提出してください。

※2 提出日の3か月以内に発行された診断書を添付してください。障害者手帳等が交付されている方は診断書は不要です。

<本人確認書類> ※電子申請のみ添付が必要です。紙申請の場合は必要ありません。

- ・写真付き身分証明書（1点）もしくはその他の本人確認書類（2点）の写しを添付してください。
- ・スマートフォン等で撮影したものを、電子申請上に添付してください。
- ・添付は申請者（保護者）1名分のみで構いません。

本人確認書類
<p><写真付き身分証明書（以下のいずれか1点の写し）></p> <p><input type="checkbox"/>マイナンバーカード（顔写真がある面） <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>パスポート <input type="checkbox"/>運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付済みのものに限る） <input type="checkbox"/>在留カード又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/>身体障害者手帳 <input type="checkbox"/>精神障害者保険福祉手帳 <input type="checkbox"/>療育手帳 <input type="checkbox"/>その他官公署発行の顔写真付き身分証明書等で①氏名②生年月日又は住所の記載があるもの</p>
<p><その他の本人確認書類（以下のいずれか2点の写し）></p> <p><input type="checkbox"/>各種健康保険被保険者証（※） <input type="checkbox"/>年金手帳（令和4年4月1日前に交付済みのものに限る） <input type="checkbox"/>各種共済組合の組合員証（※） <input type="checkbox"/>児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/>介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/>官公署等からの発行書類で①氏名②生年月日又は住所の記載があるもの</p>
※健康保険等の被保険者証の写しを添付する場合は、被保険者等記号・番号を黒く塗りつぶしたうえで添付してください。

下記（3）～（6）の各申請は電子申請もできます。
詳細は次ページ（7）「電子申請について」をご確認ください。
※電子申請には本人確認書類の添付が必要です（前ページ参照）。

（3）給付確認を受けるための申請

- ①幼保支援課または各区の子育て支援課入園係の窓口で申請書等の書類をお受け取りください（申請書等は1ページ目「保護者向けページ」にも掲載しています。ダウンロードしてご利用ください）。
 - ②必要事項を記入し、幼保支援課または各区の子育て支援課入園係の窓口に直接ご提出ください（郵送不可）。
 - ③申請内容を確認後、確認通知書または却下通知書を郵送します。
- ※提出書類の内容や追加資料の提出について、申請者または勤務先等へ連絡・確認を行う場合があります。

- ・令和6年度のみ、令和6年6月14日までに申請した方で、遡って給付確認要件を満たす場合は、最長で令和6年4月1日まで遡って給付確認をします。
- ・給付確認の申請日が、認可外保育施設等の利用開始予定日を過ぎていた場合、申請日前の利用分については助成を受けられません。利用開始予定日よりも前に申請手続きを行うようお願いします。

（4）給付確認の内容変更のための申請（申込み時と状況が変わった場合）

給付確認申請後、申請内容に変更が生じた場合は、変更届による給付確認の変更申請が必要です。内容に変更があった場合は、幼保支援課まで必ずお申し出ください。変更届は1ページ目「保護者向けページ」に掲載しています。ダウンロードしてご利用ください。

【例】・住所が変更となった

- ・保育を必要とする事由に変更があった（例：求職活動→就労／就労→妊娠・出産／介護→就労等）
- ・給付確認するお子さんの世帯の状況に変更があった（婚姻・離婚・弟妹の出生等）
- ・就労先、勤務時間、就労状況が変わった

等

※きょうだいが認可保育施設に通っている場合、認可保育施設に申込をしている場合等、認可保育施設の申請内容に変更がある場合、別に変更の申請が必要となりますので、ご注意ください。

（5）現況届の提出

助成対象であることを確認するため、年1回「現況届」及び「保育の必要性の事由を証明する書類」等（就労証明書等）をご提出いただきます。現況届に関する手続きについては、提出時期に別途ご案内いたします。

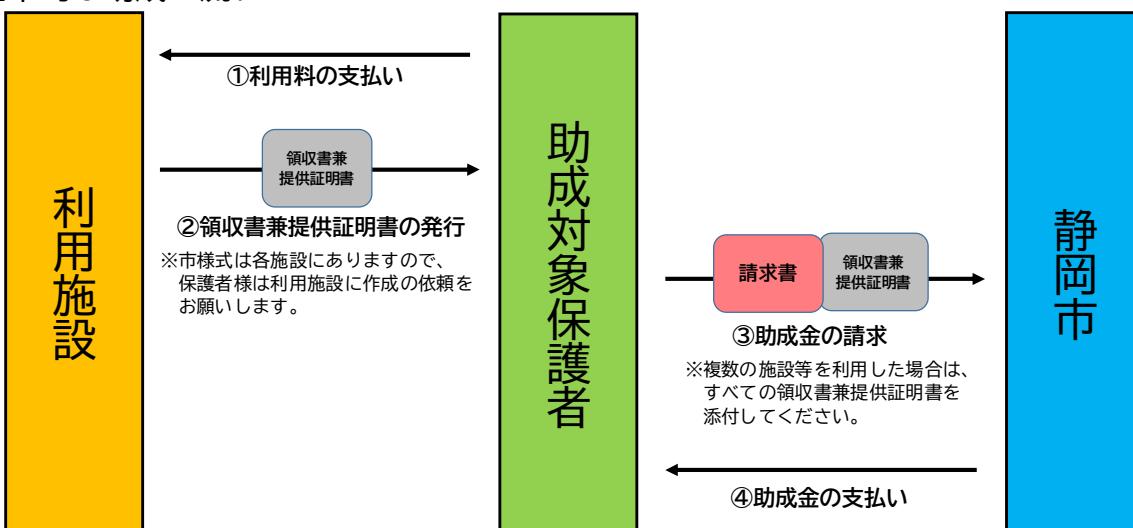
（6）助成金の請求

多子世帯利用給付確認を受けられた方は、助成を受けるための請求手続きが必要となります。

助成については、利用施設に利用料をお支払いいただき、後日、静岡市から保護者に助成いたします。

手続きの詳細は以下をご確認ください。

<基本的な助成の流れ>



<請求時期>

3か月に一度の請求となります。4～6月分、7～9月分、10～12月分、1～3月分の4回の請求です。3か月の利用終了後の翌月10日頃までに、幼保支援課または各区の子育て支援課入園係の窓口に直接ご提出ください（郵送不可）。また、提出先は利用施設ではありませんので、ご注意ください。

(例) 4～6月分の請求は7月10日まで

不備がない場合、お支払いは請求月の翌月または翌々月となります。詳しくは下記日程をご確認ください。

利用月	支払い時期	利用月	支払い時期
4～6月分	8月下旬頃～9月下旬頃	10～12月分	2月下旬頃～3月下旬頃
7～9月分	11月下旬頃～12月下旬頃	1～3月分	5月下旬頃～6月下旬頃

※日程は目安です。遅れた場合でも随時お支払いしますが、お時間をいただく場合があります。請求できる期限は利用月の翌月から起算して2年間です。

※途中で認可保育施設に入園した、市外へ提出した場合等、助成の対象外となる場合には、利用が終了した時点で請求してください。

<提出書類>

以下の①、②をセットで提出してください。

①保護者が作成する書類

請求書（記載例を参考に作成してください。）

※請求書は1ページ目「保護者向けページ」に掲載しています。ダウンロードしてご利用ください。

②保護者が用意する書類

領収書兼提供証明書（市様式は各施設にありますので、保護者は利用施設に作成の依頼をお願いします。）

※請求期間内の利用分

(7) 電子申請について

多子世帯利用給付申請は、お手持ちのスマートフォン等を利用した電子申請もできます。1ページ目「保護者向けページ」内に申請用フォームURLを掲載しておりますので、ご利用ください。

必要書類を添付する際は、スマートフォン等で撮影した画像データを添付ファイルとして提出することができます（画像データの場合、文字が潰れていないか等、内容の読み取りができるかを必ず確認してください）。

なお、電子申請可能な手続き（前ページ3（3）～（6）の申請）は以下のとおりです。

- ・給付確認を受けるための申請
- ・現況届の提出
- ・給付確認の内容変更のための申請
- ・助成金の請求

※全ての電子申請に本人確認書類の添付が必要です（2ページ目3（2）参照）。

(8) 助成対象から外れる場合

【例】・静岡市民でなくなった（転出日の属する月の月末までは助成の対象となります）

- ・保育の必要性の事由がなくなった
- ・給付確認期間が満了した
- ・生活保護の受給を開始した（施設等利用給付認定の申請をお願いします）
- ・育児休業中に在園中の認可外保育施設を退園し、別の認可外保育施設に転園した 等

(9) よくある質問Q & Aについて

1ページ目「保護者向けページ」内に「よくある質問Q & A」を掲載しておりますので、よくご確認いただいた上でお手続きください。

【問い合わせ先】

静岡市清水区旭町6番8号

子ども未来局幼保支援課システム係

TEL：054-354-2630